詳細条件審査型一般競争入札（総合評価方式）の実施に係る掲示

標記について、参加を希望する者は、以下により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

1　掲　示　日　平成28年７月11日（月）
2　掲示責任者　独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援本部
　　本部長　森本　剛
3　担当支社等　〒020-0021
　　岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号　朝日生命盛岡中央通ビル８階
　　独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援本部
4　工事概要
(1)　工 事 名　大船渡地区津波復興拠点整備事業行政施設建設工事
(2)　工事場所　岩手県大船渡市大船渡町字茶屋前
(3)　工事内容　鉄筋コンクリート造１棟３階建、駐車場整備
　　延床面積 3,230 ㎡
(4)　工　　期　次のとおり予定している。
　　平成 28 年 10 月から平成 30 年２月まで
(5)　工事の実施形態
①　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の受付の際に、競争参加資格確認資料並びに「企業の技術力」等に関する資料（以下、「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。
②　本工事は、申請書及び資料の提出と同時に単価見積書を受け付け、ヒアリングを通じて妥当性が確認できた単価見積書を予定価格に反映させることができる、見積もりの提出を求める方式の試行工事である。
　なお、本工事の落札者は、単価見積書の事後確認のため、実績価格調査票（後日契約業者に提示します。）を工事契約後速やかに提出すること。また、入札時には工事費内訳書を提出すること。
③　本工事においては、申請書の提出（ただし、資料及び単価見積書の提出は持参によるものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。
　なお、発注者の承諾を得ることにより紙入札方式に代えることができる。
④　本工事は、平成28年10月までに大船渡市と受委託契約が行われることを停止条件とする。大船渡市において受委託契約の承認がなされない等、当機構の責めに帰することができない事由により、契約を締結できない場合は、当機構は、これによって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。
5　競争参加資格
次の(1)から(14)に掲げる条件をすべて満たしている者又は(15)の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、(16)に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより４に示す工事（以下「本工事」という。）に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。
(1)　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
(2)　当機構東日本地区（東北６県を含む19都道県が対象。以下同じ。）における平成27・28年度の一般競争参加資格について、建築工事Ａ等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により建築工事Ａ等級の再認定を受けていること。）。ただし、共同申し込みの場合、代表者がＡ等級の場合は、代表者以外の構成員においては建築工事ＡからＣ等級の認定とする。
(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に

基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　申請書、資料及び単価見積書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(5)　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

(6)　岩手震災復興支援本部、宮城・福島震災復興支援本部及び東日本賃貸住宅本部発注の工事成績について、申請書、資料及び単価見積書の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

(7)　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は、当機構ホームページの「入札・契約情報」→「入札心得、契約関係規定」→「入札関連様式及び標準契約書等」→「標準契約書等について」→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。）。

(8)　総合評価に係る項目が、不備なく適正に記載されていること。

(9) 地理的条件については、次の要件を満たす者であること。

岩手県又は宮城県内に建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建設業の許可を受けて本店、支店又は営業所を設置していること。

(10) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

(11)　次の①又は②に掲げる条件を満たすこと。

①　単独申込みの場合は、次のイに掲げる条件を満たすこと。

イ　施工実績

平成13年度から掲示日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた類似工事※の施工実績を有すること（共同企業体としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

※　類似工事とは、「ＲＣ造又はＳＲＣ造の建築物（2,200㎡以上かつ３階建以上。用途は問わない。）」の建設工事をいう。

②　共同申込みの場合は、次のイに掲げる条件を満たすこと。

イ　施工実績

a　共同企業体の代表者は①イの実績を有すること。

b　共同企業体の代表者以外の構成員については、平成13年度から掲示日の前日までの期間に、元請として完成後引渡しを済ませたＲＣ造又はＳＲＣ造建築物の施工実績を有すること（共同企業体としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

(12)　次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。）を本工事に専任※で配置できること。（共同申込みの場合は、共同企業体の全ての構成員が配置できること。）

※対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 キロ程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者（監理技術者においては、緩和要件なし。）がこれらの建設工事を（原則として２件程度）を管理することができる事とする。

・「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平26.2.3国交省）

①　一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること（共同申込みの代表者以外の構成員においては、監理技術者は一級建築士又は１級建築施工管理技士、主任技術者は一・二級建築士又は１・２級建築施工管理技士の資格を有する者。）。

②　平成13年度から掲示日の前日までの期間に、単独申込み及び共同申込みの代表者にあっては(11)①イに掲げる工事について、①の有資格者としての経験を有する者（共同申込みの場合で代表者以外の構成員においては、工事実績は問わない。）

であること。ただし、次のａ及びｂに掲げる基準を全て満たさない場合は、類似の工事の経験とはみなさない。

ａ　類似工事の着工時点で①の資格を有していること。

ｂ　類似工事の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。

③　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

なお、恒常的雇用関係とは申請書、資料及び単価見積書の提出日に雇用関係があることをいう。

(14)　施工体制に関し、次の要件を備えていること。

①　会社としての「かし処理体制」が整備されていること。

②　構造上主要な部分（柱、梁または耐震壁）にプレキャストコンクリート部材を使用する場合は、(一社)プレハブ建築協会の「ＰＣ部材品質認定規程」に基づき、認定を受けた工場で製造されたものとする。

(15)　次に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

①健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

②厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

(16)　共同企業体の構成基準

共同企業体の構成は、(1)から(14)をすべて満たす者で構成されなければならない。また、共同企業体の構成員数は２者とする。各構成員の出資比率は 30％以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

(17)　共同企業体としての資格の認定申請等

①　認定申請

本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、申請書、資料及び単価見積書の提出に先立ち、当機構指定様式（入札説明書に添付のＪＶ様式１～３）による「共同請負入札参加資格審査申請書」、「特定建設工事共同企業体協定書」及び「委任状」等を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。（事前にシステム上の登録が必要なため、資料提出期限日の一週間前（平成28年８月16日（火）午後５時必着）までに当機構指定様式（入札説明書に添付のＪＶ様式１～３）を持参又は書留郵便による郵送にて９（1）まで提出すること。

なお、提出方法及び提出日時について提出日の前日までに９（1）に電話連絡をすること。）。

なお、７(2)の提出期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。（入札説明書ＪＶ様式２）第４条による。

②　認定資格の有効期限

認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

6　総合評価に関する事項

(1)　入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び加算点は、入札説明書別紙２「評価項目、評価基準等」のとおりとする。

(2)　総合評価の方法

５に示す競争参加資格要件を満たした者には標準点100点を与え、さらに、(1)により加算点（最大30点）を与える。

(3)　落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と「企業の技術力」、「配置予定技術者」及び「地域貢献」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、標準点、加算点及び入札価格によって得られる標準点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

評価値＝（標準点＋ 加算点）／入札価格

なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

7　入札手続等

(1)　設計図面及び現場説明書等の交付期間、場所及び方法

設計図面及び現場説明書等の交付を希望する場合は、別添のＦＡＸ専用の交付申込書（末尾に添付）」を以下の期間に送信し申し込むこと。

※ 設計図面等の交付方法を、①、②から選択し、交付申込書の□を塗りつぶすこと。

①　設計図面・現場説明書のＰＤＦデータをＣＤに収録し無償交付

②　設計図面を機構内コピーセンターで有償印刷、現場説明書はＰＤＦデータをＣＤに収録し無償交付

なお、どちらの場合も宅配便着払いにて送付するので、送料は交付申込者の負担とする。

技術監理部工務グループにてＦＡＸ受領後、購入申込書をコピーセンター受託業者「株式会社ブルーホップ」（以下「コピーセンター」という。）に回付した時点で、申込者とコピーセンターとの間で入札説明書等販売契約が成立するものとする。

コピーセンターは、ＦＡＸ受領後、３営業日後（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）までに、入札説明書等が申込者に到着するように発送する。３営業日を過ぎても入札説明書等が到着しない場合は、技術監理部工務グループに電話にて確認すること。

なお、設計図面及び現場説明書等の交付に当たっては、②の設計図面を紙による有償交付を希望した場合には、代金については、設計図面及び現場説明書等に同封するコピーセンター発行の請求書により、銀行振込等にてコピーセンターに支払うものとする。

【受付期間、申込先、送信先、問合先】

受付期間：平成 28 年７月 11 日（月）から平成 28 年８月 22（月）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日、午前 10 時から午後５時まで（正午から午後１時までの間は除く。）。

申 込 先：独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部
コピーセンター受託業者　株式会社ブルーホップ

送 信 先：ＦＡＸ 03-5323-2408（工務グループの FAX 番号）

問 合 先：東日本賃貸住宅本部 技術監理部工務グループ 電話03-5323-2437

(2)　申請書の提出方法、期間及び場所

提出方法：申請書は電子入札システムで提出すること。（添付する書類は入札説明書の様式１の表紙１枚のみでよい。）ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、あらかじめ平成28年８月16日（火）までに９（1）に提出日時を電話連絡のうえ、申請書の提出期間内に持参又は提出期間内必着とする書留郵便による郵送とする。電送によるものは受け付けない。

（※）紙入札方式による手続きについて

９（1）に電話連絡の上、「紙入札方式参加承諾願」（「電子入札運用基準」の様式１）（返信先ＦＡＸ番号を記載すること。）及び「紙入札業者入力票」（「電子入札運用基準」の様式２）をＦＡＸ（019-604-3028）にて提出し、発注者の承諾を得るものとする。

（電子入札運用基準http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/index.html

参照。）

また、代表者から年間委任を受けた者のＩＣカードにより電子入札システムを利用する場合、次の書類を提出することとする。

「年間委任状」（「電子入札運用基準」の様式3）及び受任者のＩＣカードの企業情報登録画面を印刷したもの（「利用者情報」）。

提出期間：平成28年７月12日（火）から平成28年８月22日（月）までの土曜日、日曜日国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日、午前10時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。）。

提出場所（紙入札の場合）：９（1）に同じ。

(3)　資料及び単価見積書の提出方法、期間及び場所

提出方法：申請書の原本、資料及び単価見積書は、あらかじめ提出日時を提出する日時の３営業日前までに９（1）に電話連絡のうえ、内容を説明できる方が持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

なお、提出時には、提出資料について過不足や間違いがないか確認するのみのため、単価見積書や設計計画書の内容等について確認することは原則としてないものとする。提出時には本入札説明書を用いて説明することがあるため、本入札説明書を持参すること。

提出期間・場所：

＜東京受付＞

平成28年７月12日（火）から平成28年８月19日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までの間は除く。）。

東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー17階
独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部
技術監理部工務グループ　電話03-5323-2437

＜盛岡受付＞（受付最終日のみ、盛岡にて受け付けます。）

平成28年８月22日（月）の午前10時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までの間は除く。）。

独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援本部（所在は９（1）に同じ。）

(4)　ヒアリングの日時、場所

ヒアリング開催日時については日程調整を行ったうえで、平成28年８月29日(月)頃に東日本賃貸住宅本部又は岩手震災復興支援本部にて行う。なお、ヒアリングにあたっては、単価見積書の内容及び根拠の説明をすることができる者が参加すること。

(5)　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①　入札の日時及び入札書の提出方法

日　　時：平成28年10月３日（月）午前９時15分から正午まで

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、入札書の提出期限までに９（1）に持参又は同日同時刻必着での書留郵便による郵送とすること。（電送によるものは受け付けない。）

②　開札の日時及び場所

開札日時：平成28年10月４日（火）午前10時30分（予定）

開札場所：〒020-0021
岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号　朝日生命盛岡中央通ビル６階
独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援本部　入札室

８　その他

(1)　契約書

「機構HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→工事請負契約書」を参照。

(2)　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除

②　契約保証金　請負代金額の 10 分の１以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の 10 分の３以上とする。

(3)　支払条件

前金払50％以内、中間前金払又は部分払（どちらか一方を選択）及び完成払。ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第34条第1項中「10分の５」を「10分の２」に、第５項中「10分の５」を「10分の２」に、「10分の７」を「10分の４」に、第６項中「10分の６」を「10分の３」に、「10分の７」を「10分の４」に読み替えるものとする。

(4)　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　　無

(5)　申請書、資料及び単価見積書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(6)　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

①　公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

ロ　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②　公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

イ　当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ　当機構との間の取引高

ハ　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

ニ　１者応札又は１者応募である場合はその旨

③　当方に提供していただく情報

イ　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④　公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

(7)　詳細は入札説明書による。

9　担当等

(1)　入札・契約及び平成 27・28 年度の一般競争参加資格の認定に関すること

〒020-0021

岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号　朝日生命盛岡中央通ビル８階

独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援本部

総務企画部　経理チーム　電話019-604-3027

(2)　公募全般に関すること

〒163-1382

東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー17階

独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部

技術監理部　工務グループ　電話03-5323-2437

(3)　設計内容、単価見積書に関すること

〒020-0021

岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号　朝日生命盛岡中央通ビル８階

独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援本部

住宅整備部　住宅建設チーム　電話019-601-6791

以　上

FAX 申込書

（別添）

独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部

設計図面等交付申込書

申込日：平成　　年　　月　　日

工　事　件　名		大船渡地区津波復興拠点整備事業行政施設建設工事
設計図面等の種類		※どちらかの□を塗りつぶして下さい。 □　設計図面及び現場説明書等をＣＤによる無償交付で申し込む。 □　設計図面を紙による有償交付、現場説明書をＣＤによる無償交付で申し込む。
申込者	会　社　名	
	住　　所 （送　付　先）	〒　　－
	担当部署名 担当者氏名 連　絡　先	電話番号　　－　　－ Email ※特にＥ-mailアドレスは、誤記のないように読みやすい文字にて記入をお願いします。
その他	特定の配送日を指定する場合等は、こちらにご記入ください。	

※図面等を平日正午までにお申込みの場合は、３営業日後までにお手元に到着する予定で発送いたします。

【申込先】独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部コピーセンター受託業者
株式会社ブルーホップ

【送信先】ＦＡＸ　０３-５３２３-２４０８(工務チームの FAX 番号)

【問合先】独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 技術監理部 工務グループ
ＴＥＬ　０３-５３２３-２４３７（担当：中野）

※　図面等の交付は、建設会社に限らせていただきます。